

住居確保給付金のご案内

支援の目的

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給することにより、住居及び就労の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

住居確保給付金とは

1 支給申請時に、次の(1)～(8)すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 離職、廃業又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方。
- (2) 離職後2年以内の方(延長、再延長申請時を除く。)であって、新たに調布市内に住宅を賃借する方、又は現に調布市内に居住していること。
- (3) 離職等の日において、主たる生計維持者であったこと。
- (4) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化を鑑み、当面の間、休業等で申請した方は、公共職業安定所に求職の申込みは免ずることとなっています。

経済情勢の変化の状況によっては改めて公共職業安定所に求職の申込が必要となる場合があります。

- (5) 申請日の属する月における申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者の収入の合計額が次に定める額であること。【収入要件】

- ・ 単身世帯 基準額84,000円+家賃額(上限53,700円)以下
- ・ 2人世帯 // 130,000円+家賃額(上限64,000円)以下
- ・ 3人世帯 // 172,000円+家賃額(上限69,800円)以下
- ・ 4人世帯 // 214,000円+家賃額(上限69,800円)以下
- ・ 5人世帯 // 255,000円+家賃額(上限69,800円)以下
- ・ 6人世帯 // 297,000円+家賃額(上限75,000円)以下
- ・ 7人世帯 // 334,000円+家賃額(上限83,800円)以下

※ 「収入」には、失業給付(申請月に入金されたもの全て)、児童手当、就学援助、年金収入、アルバイト収入なども含みます。

※ 「収入」は総支給額(交通費支給額は除く)となります。

- (6) 申請日における、申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者の所有する現金及び預貯金の合額が次に定める基準額であること。【資産要件】
- ・ 単身世帯 当初・延長・再延長時:504,000円以下
 - ・ 2人世帯 当初・延長・再延長時:780,000円以下
 - ・ 3人以上世帯 当初・延長・再延長時:1,000,000円以下
- (7) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と申請者と生計を一とする同居の者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の者のいずれもが暴力団員でないこと。

2 支給額, 支給期間等

(1) 支給額

月ごとに家賃相当分を支給します。1(5)に記載の世帯人数ごとの家賃額を上限とします。

※ 管理費, 共益費等は含みません。

※ 家賃の一部を事業等で使用している場合, 住居部分のみが対象となります。

※ 一定の収入があると, 一部の支給となる場合があります。計算式は以下のとおりです。

なお, 一部支給の場合の家賃額との差額は, 受給者がお支払いください。

支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入額 - 1(5)に記載の世帯人数ごとの基準額)

(2) 支給期間

ア 支給期間

3か月間を限度とします。

イ 期間の延長

当初申請時の支給要件(1-(2)を除く)に該当し, 常用就職に向けた求職活動を誠実かつ熱心に行っている場合は, 申請により3か月間支給を延長することができます。また, 上記支給要件に継続して該当している場合, 申請によりさらに3か月間再延長をすることができます。

延長を希望する場合, 当初支給の最終月(3か月目)の末日までに, 所定の様式により, 延長申請する必要があります。

ウ 支給開始月

新たに賃借する方は, 転居時の初期費用に含まれる家賃の翌月以降から支給します。

現に賃借している方は, 申請日の属する月以降から支給します。

(3) 支給方法

原則として貸主等の指定口座に, 直接振り込みます。

住居確保給付金の手続

1 申請手続

(1) 申請書類

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 入居(予定)住宅に関する状況通知書
- ④ 収入・無収入申告書
- ⑤ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 (ハローワークから交付を受けてください)。

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化を鑑み、当面の間、休業等で申請した方は、公共職業安定所に求職の申込みは免れることとなっています。経済情勢の変化の状況によっては改めて公共職業安定所に求職の申込が必要となる場合があります。

(2) 証拠書類

- ① 本人確認書類＝運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・一般旅券・各種福祉手帳・健康保険証・住民票・住民登録証明書、戸籍謄本等の写し。
- ② 離職関係書類＝雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者のしおり・雇用保険受給資格者証・退職所得の源泉徴収票・離職証明書・廃業等届出書等の写し。
- ③ 収入関係書類＝申請者及び同居の者のうち収入がある方について給与明細書等、収入が確認できる書類の写し(延長、再延長申請時にも必要)。
- ④ 預貯金関係書類＝申請者及び同居の者の金融機関の通帳等の写し(延長、再延長申請時にも必要、お持ちしている全ての通帳等の写しを提出ください)。
- ⑤ 有効な期間の賃貸借契約書の写し(喪失している方は申請・入居後)。
- ⑥ 求職受付票(ハローワークカード)の写し。

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化を鑑み、当面の間、休業等で申請した方は、公共職業安定所に求職の申込みは免れることとなっています。経済情勢の変化の状況によっては改めて公共職業安定所に求職の申込が必要となる場合があります。

※ その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

2 決定手続

- (1) 提出された申請書、証拠書類等に基づき、審査を行います。
- (2) 支給決定した場合、申請者に、「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。

また、写しを添付します。住宅の貸主又は不動産業者に提出し、決定の旨伝えてください。

住居確保給付金の受給

1 支給対象者は受給期間中に常用就職に向けた次の求職活動を行う義務があります。

- (1) 毎月2回以上、ハローワークで職業相談を受け、「職業相談確認票」に確認印をもらうこと。
- (2) 毎月4回以上、「常用就職活動状況報告書」を持参し、就労支援員による面接等の支援を受けること。
- (3) 原則週1回以上、求人先への応募、又は求人先の面接を受けること。

※ 休業等で申し込んだ方

上記3つの義務に関しては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化を鑑み、休業等で申請した方は、当面の間、緩和又は免れることとなっています。

経済情勢の変化の状況によって改めて変更となる場合があります。

※ 離職・廃業で申し込んだ方

(2)に関しては月1回以上に減じております。経済情勢の変化の状況によっては「調布ライフサポート」の支援内容が変更となる場合があります。

経済情勢の変化の状況によって改めて変更となる場合があります。

2 支給額の変更

支給期間中の支給額の変更は行いません。

ただし、次の場合に限って、申請により、支給額の変更を行います。

- ① 対象住宅の家賃が変更された場合。
- ② 一部支給の方で、収入が減少した結果、1(5)に記載の世帯人数ごとの基準額を下回った場合。
- ③ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合。

3 支給の停止

住居確保給付金受給中に、職業訓練受講給付金を受けることとなったときは「住居確保給支給停止届」により、支給停止を届け出なければなりません。なお、住居確保給付金の支給再開を希望する場合は訓練修了時まで「住居確保給付金支給再開届」により、支給再開を届け出すことができます。支給再開後、残期間を支給します。

4 支給の中断

住居確保給付金受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となり支給の中断を希望する場合は届出により、支給を中断することができます。また、心身の回復により求職活動を再開できるときは、支給再開を届け出すことができ、残期間を支給します。

5 常用就職及び就労収入の報告

(1) 常用就職の報告

常用就職(契約上、期間の定めがない、又は6か月以上の雇用期間を定めているもの)した場合、「常用就職届」を提出してください。

(2) 就労収入の報告

毎月、収入額が確認できる書類を提出し、報告してください。

※ 常用就職後も収入が基準額を下回っている場合等は引続き給付金を受けることが出来、一部求職活動等要件の緩和を受けられる場合があります。ただし、常用就職後に延長・再延長した場合には緩和されませんのでご注意ください。

6 支給の中止

次の場合、住居確保給付金の支給を中止します。

- (1) 求職活動を怠ったとき。
- (2) 常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠ったとき。
- (3) 常用就職届提出者で就労により得られた収入が1(5)に記載の世帯人数ごとの基準額に家賃額を加算した額を超えたとき。当該収入を確認した月の支給から中止します。
- (4) 支給決定後、住宅の貸主の責によらず住宅から退去したとき。
- (5) 虚偽の申請や申告漏れ等不適正な受給が明らかになった場合、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合、受給者又は同居の者が暴力団員と判明した場合。
- (6) 受給者が生活保護費を受給した場合。
- (7) 受給者が死亡した場合。
- (8) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方で、給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が世帯人数ごとの基準額に家賃額を加算した額を超えた場合。
- (9) 疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合。
- (10) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による就労収入の報告を怠った場合。
- (11) 市及び調布ライフサポートが求めた資料の提出が行われなかった場合または連絡が取れなくなった場合。

上記(1)～(11)に該当し、支給を中止した場合「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。中止月からの家賃はご本人で支払をお願いします。

7 その他

(1) 再支給について

本給付金を受けたのち、本人の責によらず解雇された場合、申請により、再度、本給付金の

支給を受けることができます。ただし、従前の給付金において、本人の責任により支給中止となった場合を除きます。

(2) 虚偽の申請や申告漏れ等が発覚した場合

既に支給された給付の全額又は一部について徴収することがあります。また、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発等を行い厳正な対応を行う場合もあります。

問合せ

調布ライフサポート

電話 042-481-7693

令和3年7月12日作成

よくある質問

- 1 住民票を移さずに別居をしている家族も、世帯人数に含まれますか。
→ 世帯の考え方は、同居かつ生計を同じくしていることですので、別居家族は含めません。
- 2 傷病手当は、収入として算定されますか。
→ 定期的に(又は複数回)支給されるものについては、収入として算定します。
- 3 新型コロナウイルス感染症に関する給付金(例:持続化給付金, 特別定額給付金(10万円))や融資を受けていますが、その分は収入・資産として算定されますか。
→ 新型コロナウイルス感染症に関する給付金や融資は、収入・資産には算定されませんが、新型コロナウイルス感染症に関する給付金や融資である根拠となる書類の提出をお願いします。
- 4 雇用保険の失業給付が同月に2回給付された場合はどういった扱いになりますか。
→ 当該月に給付された金額全てをその月の収入としてみなします。
- 5 自営業を営んでいる場合、どのように資産としてみなしますか。
→ 口座名義が会社名義の場合は資産としてみなしませんが、私用の預入がある場合はその分のみを資産としてみなします。個人名の口座の場合は、資産としてみなしますが、会社の経費支払のための預入と証明できる場合は、当該預入に関しては資産としてみなしません。
- 6 内定取消となりましたが本給付金の対象となりますか。
→ 内定取消の場合も本給付金の対象となります。
- 7 住居喪失のおそれのある方とはどのような状態を指しますか。
→ 現在居住している住宅の家賃を支払うことが困難になった状態を指します。困難になった状態は現に家賃滞納があることや当該月から家賃滞納が発生するおそれの高いものをさします(ただし、支給する住居確保給付金は滞納分に充てることはできません)。
- 8 「収入」は総支給額(交通費支給額は除く)とのことですが、交通費はどのように証明すれば良いでしょうか。
→ 給与明細等、収入の中で交通費がわかる書類を提出してください。